平成２４年（フ）第４２号
福島県南会津郡南会津町界字居平3355番地、住民票上の住所神奈川県大和市林間１丁目６番19号　メゾンプラネックス３―201
債務者　近藤　浩子
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
埼玉県深谷市上野台3285番地３　レオパレス上野台Ⅰ―204号
債務者　増田　幸江
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１７号
秋田県横手市三本柳字街道上126番地８　メゾンキャッスル１Ｆ102号
債務者　赤沼　　藍
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１４７号
函館市若松町18番13―602号
債務者　石黒　礼子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第６８号
群馬県太田市大原町943番地２　ワンダーミレニアムⅠ―101号
債務者　髙山一行こと　崔　　一三
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第４８号
三重県伊勢市上地町4973番地
債務者　小林　伸輝
1　決定年月日時　平成24年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
山形県長井市四ツ谷１丁目９番28号
債務者　井上　勇一
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第３４号
山形県長井市四ツ谷１丁目９番28号
債務者　井上　雅人
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第４０１号
埼玉県戸田市新曽南４丁目１番38号　熊木荘８号室
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４０２号
埼玉県上尾市大字小泉406番地75
債務者　関口千惠子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４２４号
さいたま市北区本郷町2096番地　ガーデンコート大宮本郷305号
債務者　内田　紀子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４５８号
さいたま市岩槻区美幸町５番34号
債務者　森口　剛志
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４５９号
さいたま市岩槻区美幸町５番34号
債務者　森口登志子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４７１号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9866番地10
債務者　辻本　秀男
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４９９号
埼玉県戸田市中町１丁目13番地の６　メゾン富士201号室
債務者　柴田　君子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５４２号
埼玉県桶川市坂田東３丁目15番地の１　エルディム寿Ⅱ―202号
債務者　松井　　薫
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６３５号
埼玉県朝霞市宮戸１丁目６番83号　サンフラミンゴ301号室
債務者　小林　孝志
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係